

平成26年4月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第242号 不当利得返還請求控訴事件(原審 さいたま簡易裁判所平成25年(ハ)第302号)

口頭弁論終結の日 平成26年2月21日

判 決

埼玉県

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区麴町5丁目2番地1

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主

木 下 学

株式会社オリエントコーポレーション

齋 藤 雅 之

河 村 菜 生 子

文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決認容金額の外、2万9367円及び内金2万8158円に対する平成25年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業を営む被控訴人との間で金銭の借入れと弁済を繰り返す取引をした控訴人が、利息制限法所定の制限を超えて支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発

生しており、かつ、被控訴人は悪意の受益者に当たるとして、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金の返還及び民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払を求める事案である。

原審は、上記取引は2つに分断され、かつ、最初の取引により発生した過払金に係る不当利得返還請求権は時効消滅したとして、控訴人の請求の一部を認容した。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 被控訴人は、後記(2)の取引当時、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。）3条所定の登録を受けた貸金業者であった。（弁論の全趣旨）

(2) 控訴人は、被控訴人との間で、平成8年9月26日、オリコカード契約と称する基本契約（以下「本件オリコカード契約」という。）を締結し、本件オリコカード契約に基づき、原判決別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」欄記載の日に、各「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、各「弁済額」欄記載の金員を弁済する取引（以下「本件取引」という。）をした。
（甲2、乙5、6）

(3) 本件オリコカード契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。
（争いのない事実）

- (4) 被控訴人は、発生した過払金の取得について民法704条前段の「悪意の受益者」であった。（争いのない事実）
- (5) 被控訴人は、控訴人に対し、原審第2回口頭弁論期日（平成25年6月14日）において、本件取引により発生した過払金に係る不当利得返還請求権について消滅時効を援用するとの意思表示をした。（顕著な事実）

2 争点

本件の争点は、本件取引の一連計算の可否であり、この点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

（被控訴人の主張）

ア 本件取引は、平成9年5月29日から平成10年5月27日までの取引（以下「第1取引」という。）と、平成15年4月9日から平成25年1月28日までの取引（以下「第2取引」という。）とからなる。

イ 控訴人は、平成10年5月27日に約定残債務を弁済して第1取引を終了させたこと、同日から第2取引の開始日までは約4年11か月の空白期間があることからすれば、第2取引においては、本件オリコカード契約における過払金充当合意が解消されていたことは明らかであり、第1取引と第2取引を一連のものとして計算することはできない。

（控訴人の主張）

本件取引は、本件オリコカード契約という過払金充当合意を含んだ1個の基本契約に基づく取引であり、第1取引により生じた過払金を第2取引に基づく借入金債務に充当することができる。第1取引と第2取引の間には空白期間が存在するものの、本件オリコカード契約が解約されたことはなく、カードも利用可能な状態

にあったこと、控訴人は、被控訴人に対し、上記空白期間中も本件オリコカード契約に基づきカード年会費を毎年支払っていたこと等からして、過払金充当合意が本件取引を通して継続していたことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

- 1(1) 上記前提事実のとおり、本件オリコカード契約は、過払金充当合意を含んでいたことが認められるほか、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、被控訴人に対し、第1取引において定期的に1万円を弁済し、最終の弁済の際に約定残債務の5637円を支払ったこと、第1取引が終了した後も平成11年から平成15年まで毎年、オリコカード年会費1312円を支払っていたこと、本件オリコカードの失効手続はとられなかったことが認められる。

以上の事実からすれば、控訴人は、第1取引において、自ら期限の利益を放棄して約定残債務を一括して弁済するなど、本件取引を確定的に終了させる意思を有していたとは認め難いし、第1取引の最終弁済日以降もカードの失効手続がとられず、むしろ控訴人は、オリコカード年会費を支払い続けており、いつでも新たな借入れが可能な状態にあったと評価できることに照らすと、たとえ第1取引の最終弁済日から第2取引の開始日までに約4年11か月の空白期間があるとしても、第2取引においても本件オリコカード契約における過払金充当合意が存続していたと認めるのが相当である。

- (2) そうすると、第1取引より生じた過払金を第2取引に基づく借入金債務に充当することができるというべきであるから、第1取引及び第2取引を一連計算することができ、これら一連の取引が終了するまでは、過払金の消滅時効は進行しない。

2 小括

したがって、本件取引について、制限超過部分を元本に充当し、過払金が発生した日の翌日から民法所定の年5分の割合による法定利息を引き直して計算すると、原判決別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおりとなり、控訴人は、被控訴人に対し、過払金18万7603円及び平成25年1月28日までの法定利息4711円の合計19万2314円並びに上記過払金18万7603円に対する同月29日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払請求権を有している。

第4 結論

以上のとおり、控訴人の請求は理由があるから全部認容すべきところ、これを一部棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人敗訴部分を取り消した上、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 藤 下 健

裁判官 森 剛

裁判官 齊 藤 千 春

これは正本である。

平成 26 年 4 月 18 日

さいたま地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 塚田

